**解散公告**

当社は、平成二十六年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

大阪市浪速区日本橋四丁目二番二〇号コア日本橋五〇三号　ネクストワン株式会社

代表清算人　本田　実也

**解散公告**

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

大阪府枚方市津田山手二丁目一九番一〇号　株式会社カナエ技研

代表清算人　松下　義幸

**解散公告**

当社は、平成二十六年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

大阪府寝屋川市河北西町五番四号　有限会社小林工業

清算人　小林　茂徳

**解散公告**

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

大阪市西淀川区出来島二丁目六番二〇号　有限会社ＭＡ・ＢＵＯＮＩ

清算人　原元　克世

**解散公告**

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

島根県安来市伯太町東母里一三八六番地五　有限会社海老名組

代表清算人　海老名洋悦

**解散公告**

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

広島県東広島市八本松町原一一四五〇番地の七　株式会社岡田グループ本社

代表清算人　岡田　章義

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により、平成二十六年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

福岡県古賀市小竹三番地七　有限会社中尾工業所

清算人　中尾　正

**解散公告**

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

北九州市小倉南区舞ヶ丘四丁目九番二五号　有限会社エムエステック

清算人　空　正治

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

福岡県飯塚市相田二五九―二七　特定非営利活動法人朋友会

代表清算人　齋藤　浩

**解散公告**

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

長崎県佐世保市三浦町二一番一号フレスタ佐世保一〇三号　株式会社松僖軒

代表清算人　松尾　健司

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十六年二月二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

北海道中川郡美深町東一条南六丁目一五番地　宗教法人本弘寺

清算人　渋谷　良範

**解散公告（第一回）**

当公社は、平成二十六年七月八日付け鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

鳥取県西伯郡大山町御来屋三二八番地　大山町土地開発公社

清算人　小西　正記

**解散公告（第二回）**

当公社は、平成二十六年六月三十日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

北海道夕張市本町四丁目二番地　夕張市土地開発公社

代表清算人　工藤　学

**解散公告（第三回）**

当法人は平成二十六年六月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月一日

横浜市旭区鶴ケ峰二丁目三〇番地一〇号Ｍ Ｄビル二階　医療法人社団土屋クリニック

清算人　土屋　幸造

**配当公告**

山梨県山梨市小原西七二番地の三　破産者　株式会社坂本組

右の者に対する甲府地方裁判所平成二十二年（フ）第三六一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金五七七、七六四、五七六円

一、配当することのできる金額　金二二、五一七、六二八円

平成二十六年八月一日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル二階小野法律事務所　破産管財人　弁護士　小野　正毅

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県秋田市飯島長野本町七〇番地五六、最後の住所秋田県秋田市飯島長野本町二番六号　被相続人　亡　小松　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

秋田県秋田市山王五丁目九番一一号山王ガーデンビル２―Ｃ　相続財産管理人　弁護士　上野　裕幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県浜松市北区引佐町金指一一二四番地、最後の住所千葉県柏市船戸一七〇五番地の六　被相続人　亡　内山　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

茨城県土浦市中央一丁目一三番三号大国亀城公園ハイツ一階一〇一号髙田知己法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙田　知己